

令和3年度

福井市健全化判断比率等審査意見書

福井市監査委員

監査第67号

令和4年8月30日

福井市長 東村 新一 様

福井市監査委員	谷	川	秀	男
福井市監査委員	浅	野	信	也
福井市監査委員	八	田	一	以
福井市監査委員	福	野	大	輔

令和3年度決算に基づく福井市健全化判断比率及び
資金不足比率の審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、令和4年7月15日付けで審査に付された令和3年度決算に基づく福井市健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記した書類について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令及び福井市監査基準に準拠して審査した結果、次のとおりその意見を提出する。

目 次

第 1 審査の対象	1
第 2 審査の着眼点	1
第 3 審査の実施内容	1
第 4 審査の結果	1
資 料	5

令和3年度福井市健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象

1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 資金不足比率

- (1) 宅地造成特別会計資金不足比率
- (2) 中央卸売市場特別会計資金不足比率
- (3) 集落排水特別会計資金不足比率
- (4) 地域生活排水特別会計資金不足比率
- (5) 水道事業会計資金不足比率
- (6) 簡易水道事業会計資金不足比率
- (7) 下水道事業会計資金不足比率

3 上記1、2の算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の着眼点

- ・健全化判断比率及び資金不足比率の算定は適正に行われているか。
- ・健全化判断比率等の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているか。

第3 審査の実施内容

1 審査の方法

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を会計諸帳票、証拠書類と照合するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。

2 審査の実施期間

令和4年7月15日から同年8月29日まで

第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律等関係法令に適合し、かつ、正確であることを認めた。

1 健全化判断比率について

(単位：%)

区 分	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	福井市財政 再建計画 令和5年度 目標	早期 健全化 基準
①実質赤字比率	0.27	—	—	—	—		11.25
②連結実質赤字比率	—	—	—	—	—		16.25
③実質公債費比率	11.5	11.0	10.5	10.4	10.5	10.0以下	25.0
④将来負担比率	117.7	110.6	95.7	67.3	50.6	90以下	350.0

(注) 実質赤字比率、連結実質赤字比率について、「—」の表示は、赤字額がないことを表している。

(注) 令和元年度以前の実質公債費比率及び将来負担比率に修正があったため、令和元年度までの福井市健全化判断比率等審査意見書に記載の数値と異なる。

(1) 実質赤字比率

令和3年度決算に基づく一般会計等の実質収支額は、35億6,549万7千円の黒字であり、実質赤字比率は算出されなかった。

(2) 連結実質赤字比率

令和3年度決算に基づく一般会計等の実質収支額及び公営事業会計の資金不足・剰余額の合計は、160億3,042万9千円の黒字であり、連結実質赤字比率は算出されなかった。

(3) 実質公債費比率

令和3年度の実質公債費比率は10.5%となっており、前年度に比べ0.1ポイント上昇したが、早期健全化基準の25.0%を下回った。

(4) 将来負担比率

令和3年度決算に基づく将来負担比率は50.6%となっており、前年度に比べ16.7ポイント低下するとともに、早期健全化基準の350.0%を下回った。

2 資金不足比率について

(単位：%)

会 計 名	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	経営健全化 基準
①宅地造成特別会計	—	—	—	—	—	20.0
②中央卸売市場特別会計	—	—	—	—	—	20.0
③集落排水特別会計	—	—	—	—	—	20.0
④地域生活排水特別会計	—	—	—	—	—	20.0
⑤水道事業会計	—	—	—	—	—	20.0
⑥簡易水道事業会計	—	—	—	—	—	20.0
⑦下水道事業会計	—	—	—	—	—	20.0

(注) 「—」の表示は、資金不足額がないことを表している。

令和3年度決算に基づく資金不足比率は、いずれの公営企業会計においても資金不足額が生じていないことから算出されなかった。

3 まとめ

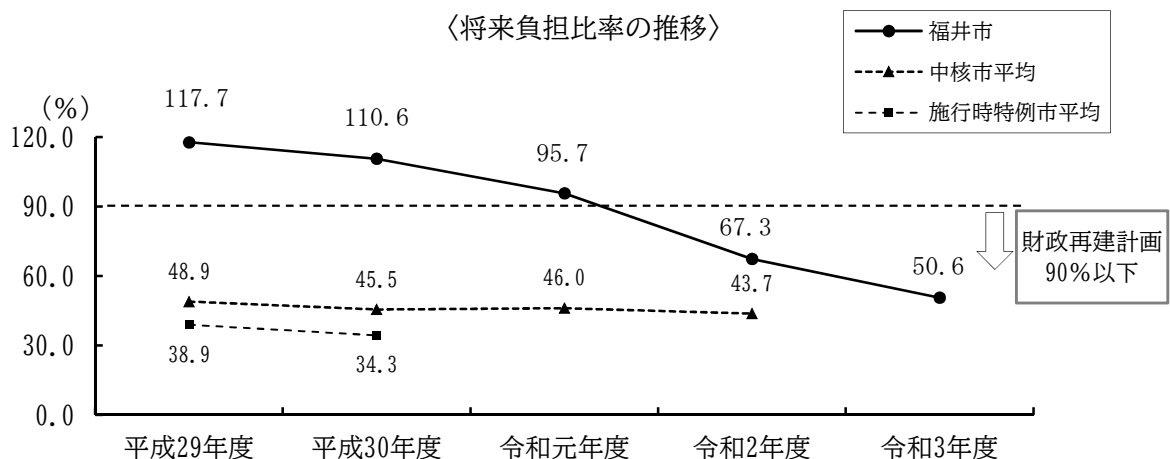
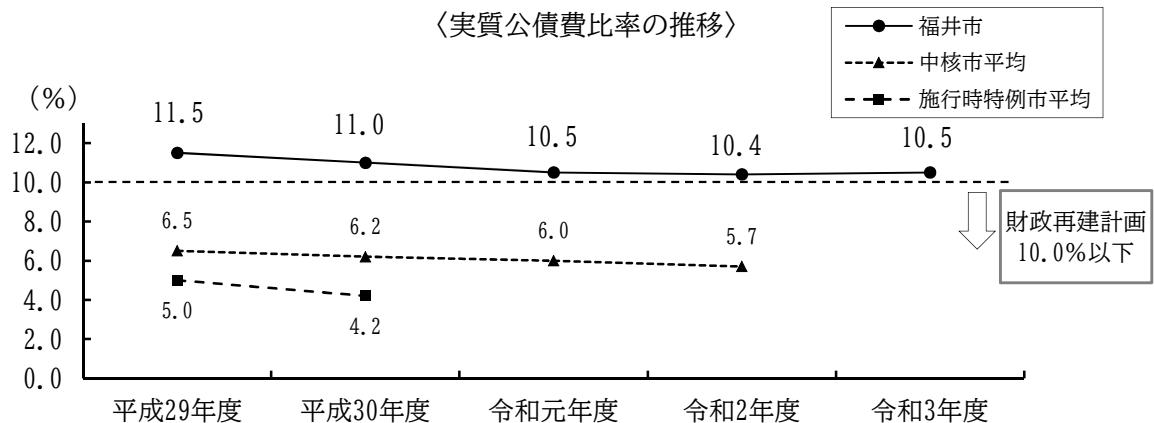
本市の令和3年度決算に基づく健全化判断比率は、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算出されず、実質公債費比率及び将来負担比率は、いずれも早期健全化基準を下回った。また、資金不足比率は、いずれの公営企業会計においても算出されなかった。

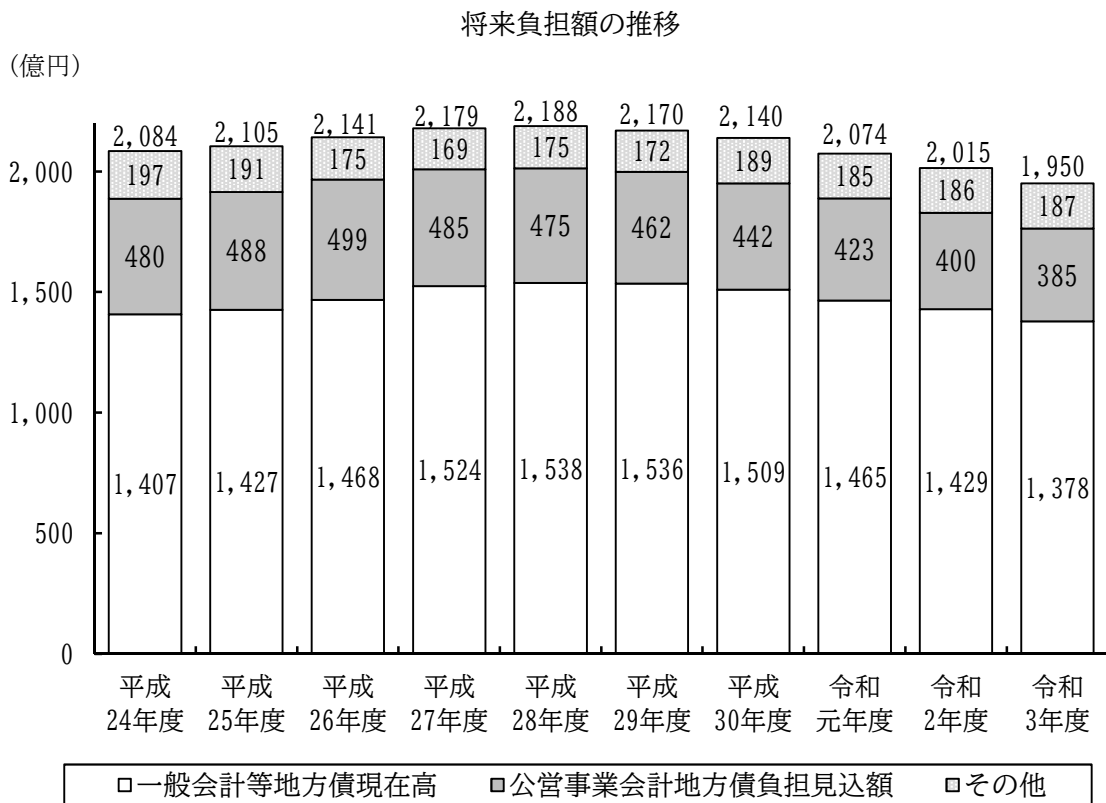
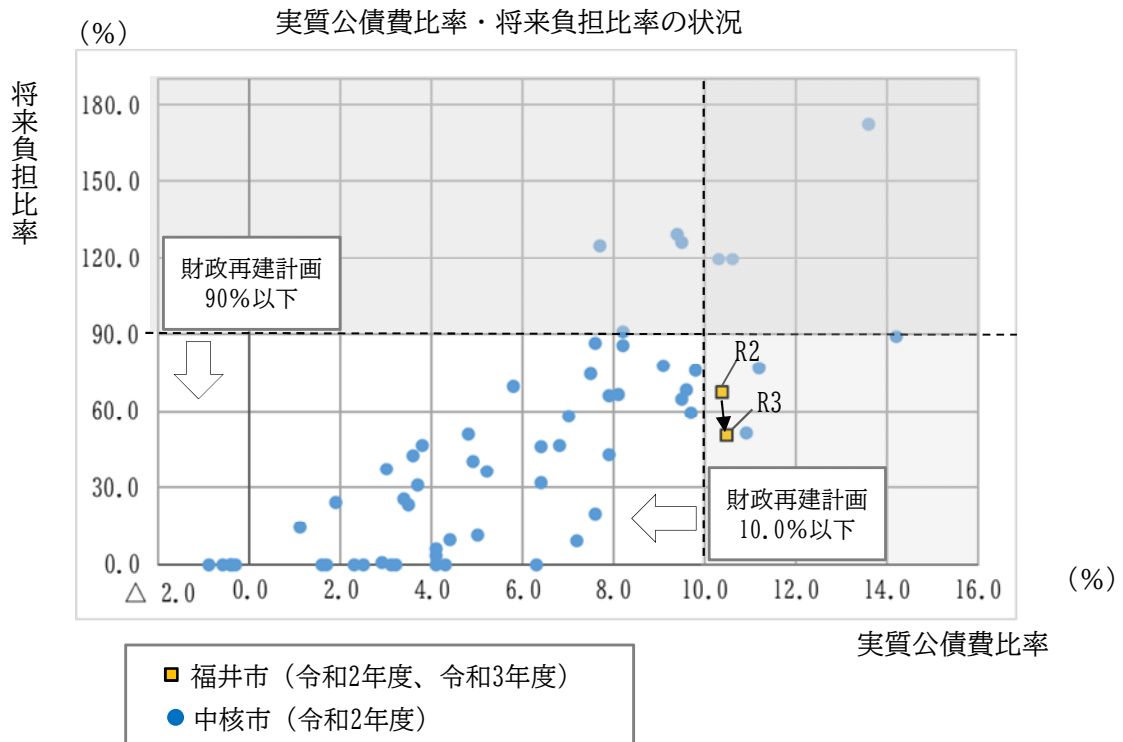
実質公債費比率は、当年度は前年度に比べ0.1ポイント上昇したものの、ここ3年はほぼ横ばいの状態である。

将来負担比率は、福井市財政再建計画に基づく地方債発行の抑制による将来負担額の減少などに加え、当年度は普通交付税の追加交付や臨時財政対策債発行可能額の増により算定式の分母となる標準財政規模が増加し、その結果前年度に比べ大きく低下した。

しかしながら、一般会計等の地方債現在高は依然多額であり、実質公債費比率及び将来負担比率ともに、中核市平均に比べ高い水準にある。今後、新クリーンセンター整備事業や新学校給食センター整備運営事業などの大型公共事業が予定される中、可能な限り地方債発行の抑制に取り組み、福井市財政再建計画に掲げた目標（実質公債費比率10.0%以下、将来負担比率90%以下）を達成できるよう、健全な財政運営に努められたい。

<参考>





【用語解説】

標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すもので、標準税収入額等に普通交付税を加算した額である。

実質赤字比率

地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

〔算出方法〕

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

連結実質赤字比率

公営企業会計を含む地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標である。

〔算出方法〕

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標である。

〔算出方法〕

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}} \quad (3\text{か年平均})$$

将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率である。地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標である。

[算出方法]

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

資金不足比率

当該地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標である。

[算出方法]

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

【健全化判断比率に係る早期健全化基準】

	早期健全化基準
実質赤字比率	都道府県：3.75% 市区町村：財政規模に応じ 11.25%～15%
連結実質赤字比率	都道府県：8.75% 市区町村：財政規模に応じ 16.25%～20%
実質公債費比率	都道府県：25% 市区町村：25%
将来負担比率	都道府県・政令市：400% 市区町村：350%
公営企業ごとの 資金不足比率	(経営健全化基準) 20%

健全化判断比率等の対象について

一般会計等	一般会計		実質赤字	↑	↑	↑	↑	
	一般会計等に属する特別会計	母子父子寡婦福祉資金貸付特別会計						
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業会計以外の特別会計	国民健康保険特別会計	↑	↑	↑	↑	↑	
		国民健康保険診療所特別会計						
		後期高齢者医療特別会計						
		介護保険特別会計						
		競輪特別会計						
		駐車場特別会計						
		水道事業会計						
	法適用企業	簡易水道事業会計	↑	↑	↑	↑	↑	↑
		下水道事業会計						
		宅地造成特別会計						
	公営企業会計 法非適用企業	中央卸売市場特別会計	↑	↑	↑	↑	↑	↑
		集落排水特別会計						
		地域生活排水特別会計						
		福井県市町総合事務組合						
一部事務組合・広域連合	福井県後期高齢者医療広域連合	↑	↑	↑	↑	↑	↑	
	福井県自治会館組合							
	福井坂井地区広域市町村圏事務組合							
	鯖江広域衛生施設組合							
	福井市土地開発公社							
地方公社・第三セクター等	福井市土地開発公社	↑	↑	↑	↑	↑	↑	